

きさらづ成年後見支援センターの業務

◇総合相談

ご本人やご家族、福祉・医療機関などからのご相談に応じています。
来所・電話・訪問にて対応し、ご本人にとって一番よい方法を一緒に考え、手続きの支援を行います。

◇利用支援

ご本人やご家族の成年後見等の申立て手続きのお手伝いを行います。

◇成年後見制度の普及啓発

成年後見制度の正しい知識の普及と利用促進、出前講座を実施します。

◇市民後見人の養成・活動支援

成年後見制度の新たな担い手として期待される市民後見人を養成し、市民後見活動をサポートします。

◇成年後見人等の受任調整

本人の状況に応じて適切な成年後見人等候補者の検討を行い家庭裁判所へ推薦をします。

◇成年後見人等への支援

成年後見人等を初めて受ける方などの相談を受け付けて、専門的助言等を行います。

◇地域連携ネットワークの構築

行政・司法・医療・福祉・金融等の関係機関との連携を図り、成年後見制度の利用支援体制を作ります。

◇日常生活自立支援事業

定期的な訪問により、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理のお手伝いをします。

木更津市民総合福祉会館



〔徒歩〕 木更津駅西口（みなと口）より徒歩 25 分

〔バス〕 木更津駅西口（みなと口）発 市民総合福祉会館前下車

きさらづ成年後見支援センター（木更津市社会福祉協議会内）

〒292-0834 木更津市潮見 2-9 ☎ 0438-22-6226 FAX0438-22-3550

ホームページ： <https://www.kisarazushakyo.or.jp/guardian/>



社会福祉法人木更津市社会福祉協議会

きさらづ

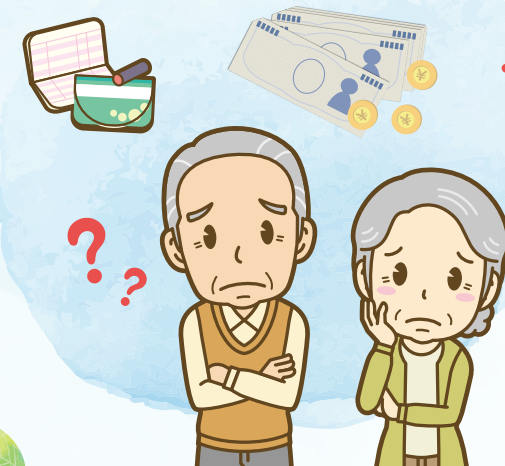
成年後見支援センターの ご案内

こんなお悩み解決できます！

✓ 色々なサービスを利用したくても、内容や手続きのしかたがわからない



✓ 物忘れが増えてきてお金の管理が難しい



✓ 将来、自分が認知症になったら誰が支えてくれるのか



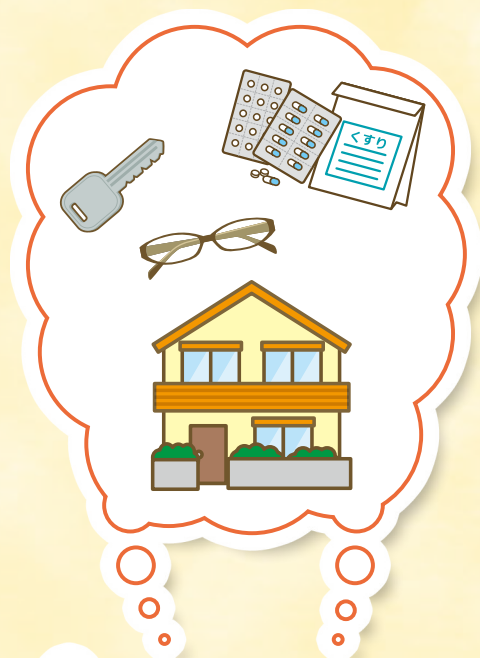
✓ 悪質業者にだまされそうで心配だ



せいねんこうけんせいど
✓ 成年後見制度の
ご利用を検討される方へ

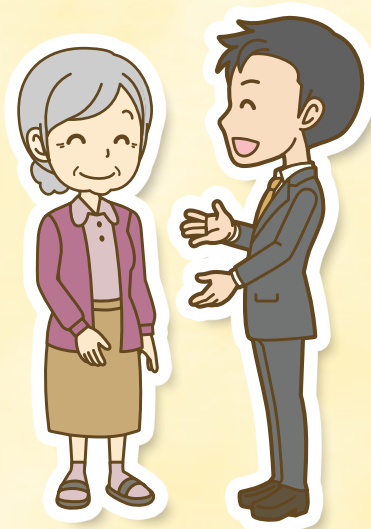
お悩みフローチャート

認知症や障がい等により
財産の管理や物事の判断
が難しくなっている



はい

日常的な買い物も難しく、
自分では物事の判断
ができない（生活全般に
支援が必要である）



いいえ

今、物事の判断に問題は
ないが、将来的に心配で
ある（自身の判断能力の
衰えに備えたい）



はい

法定後見制度
（後見類型）
P10

いいえ

はい（重要な法律行為等を
お願いしたい）

法定後見制度
（補助・保佐類型）
P10

ある程度 物事の内容を理解でき、
意思表示することができる

はい（日常的な援助を
お願いしたい）

日常生活
自立支援事業
P4

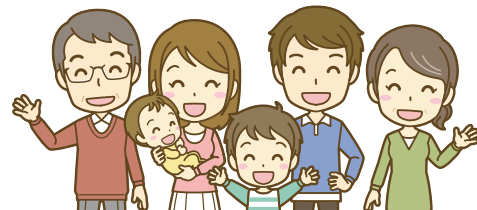
はい

任意後見制度
P9



日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

定期的な訪問により、福祉サービスを利用するためのお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する事業です。



◇利用できる方

木更津市内に住んでおり、高齢者や障がいをお持ちの方でご自分の判断能力に不安がある方（契約に際してその内容を理解する能力のある方）や体の自由がきかない方が対象です。

◇サービス内容

①福祉サービス利用援助

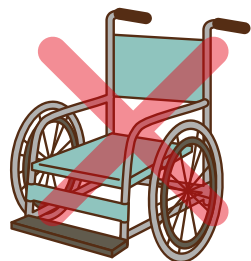
福祉サービス（介護や障がいに関わるサービス）を安心してご利用できるようにお手伝いします。

例えば

- ・福祉サービスについての情報を提供します。
- ・福祉サービスを利用したり、やめるために必要なことを一緒に考えながら必要な手続きを行います。
- ・福祉サービスを利用して嫌なことがあったら、苦情を解決するための制度を紹介します。また、必要に応じて苦情解決制度を利用するための手続きをお手伝いします。



できないこと ❌



ご本人の介護や病院等への付添いはできません



買い物や洗濯など家事のお手伝いはできません



ご本人の保証人や身元引受人になることはできません



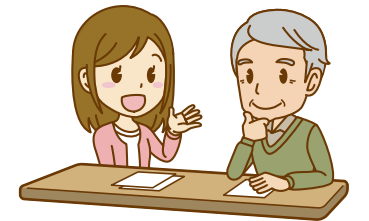
手術や治療の同意はできません

②財産管理サービス

毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

例えば

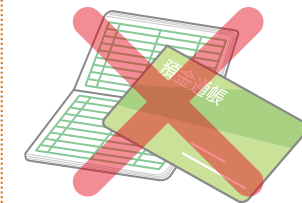
- ・通帳から日常的な生活に必要な預貯金を払い出してお渡しします。
- ・公共料金、税金、医療費等の支払い手続きをお手伝いします。



できないこと ❌



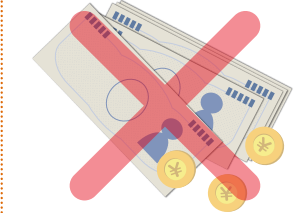
確定申告など専門家がすべきこと



口座の新規開設、キャッシュカードでの払い戻し



自宅の処分や賃貸住宅の解約



亡くなった後の払い戻し、支払いなど

③財産保全サービス

大切な書類等を金融機関の貸金庫でお預かりします。

例えば

- ・通帳、保険証書、不動産権利証書、契約書類、実印などをお預かりします。

※宝石、骨とう品、貴金属類、株券、有価証券などはお預かりできません。



日常生活自立支援事業を利用するまでの流れ

1 相 談

社会福祉協議会（以下、社協という。）に、困っていることがあれば気軽に相談してください。



2 訪 問

社協の専門員がご本人のお宅を訪問し、困っていることなどをお聞きします。



安心して
利用していただくために

契約締結審査会

「契約締結審査会」では、法律、医療、福祉の分野の専門家がご本人の契約にあたっての判断能力の有無、支援内容が適しているかどうかの審査を行います。

運営適正化委員会

この事業への苦情は、専門員又は、外部の有識者で構成される「運営適正化委員会」へご相談ください。苦情解決に向けた調査・助言等を行います。

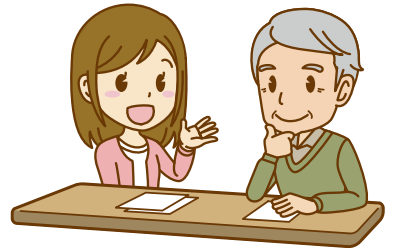
3 支援計画 作成・契約

ご本人の希望を確認しながら、専門員が支援計画を作ります。その計画でよければ契約します。



4 支援の開始

担当の生活支援員（または専門員）が、支援計画に基づいて定期的に訪問し、必要に応じた福祉サービス利用援助や、預貯金の出し入れ、支払代行をします。



無 料

有 料

利 用 料

（1ヶ月の合計時間で請求いたします）

年 会 費

年間 3,600 円（月額 300 円）

財産保全サービス

年間 3,000 円（月額 250 円）

福祉サービス利用援助・財産管理サービス

～生活支援員（または専門員）による支援～

支 援 時 間	料 金
1 時間 30 分未満	1,000 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	1,500 円
以降 30 分毎に 500 円加算	

生活支援員の交通費

～生活支援員の自宅から利用者宅の往復に要する移動時間～

移 動 時 間	料 金
30 分未満	無 料
30 分以上 1 時間未満	500 円
1 時間以上	一律 1,000 円

生活保護世帯は無料です

専 門 員

ご本人の生活状況の確認をして契約までの調整を行い支援計画を作ります。また、関係機関との調整や生活支援員へのアドバイスも行います。



生活支援員

一定の研修を受けた社協の非常勤職員です。ご本人宅を定期的に訪問し、支援を行います。



成年後見制度

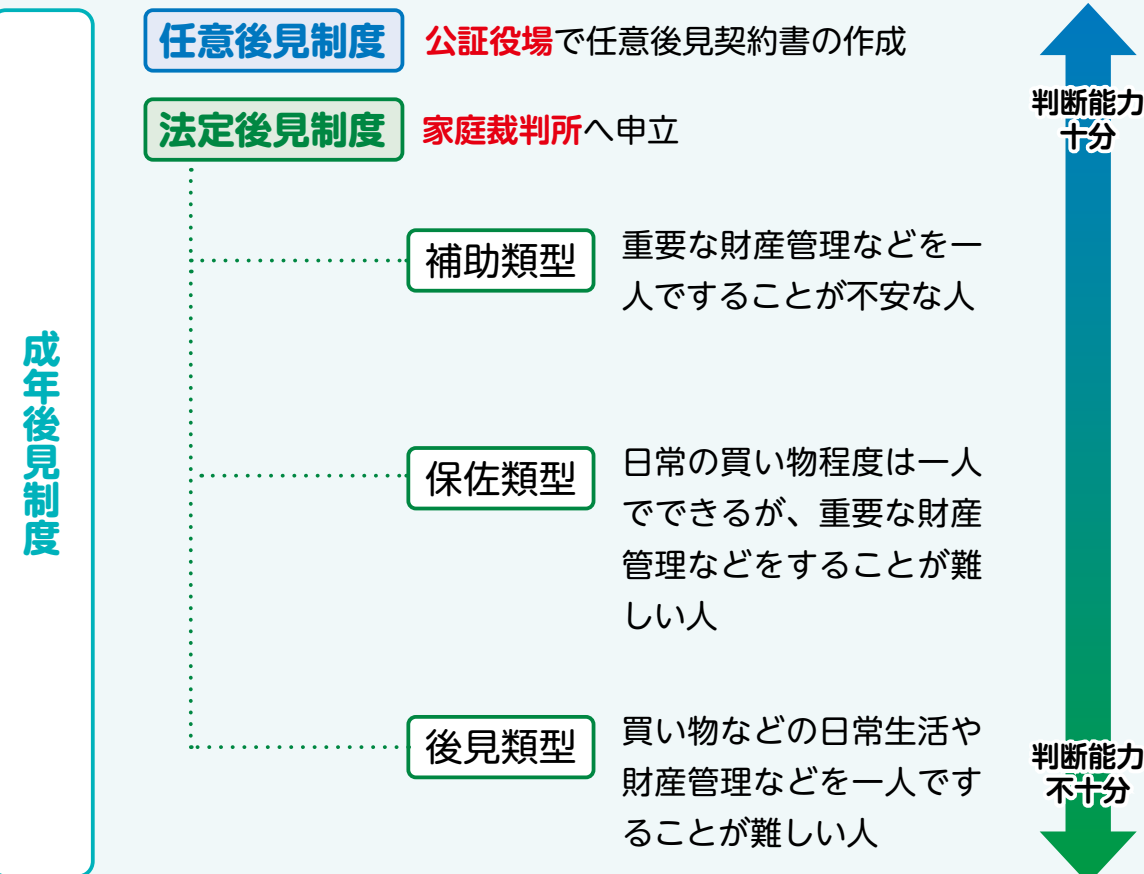
成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない方について、ご本人の権利を守る援助者を選ぶことで、ご本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度は、大きく分けると**任意後見制度**と**法定後見制度**の2つがあります。

任意後見制度は、判断能力があるうちに将来への備えとして「誰に」「何を」頼むのかをあらかじめ契約により決めておく制度です。

法定後見制度は、「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分類され、判断能力の程度に応じて家庭裁判所が決定します。

そして、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（「補助人」「保佐人」「成年後見人」）が、ご本人と一緒に最善の利益を考えながら、ご本人の代理として生活上の契約や各種申請などを行い、支援する制度です。



任意後見制度

<利用までの流れ>

①ご本人が十分な判断能力がある時

ご本人と任意後見受任者とで委任する事務の内容を決める。



公証役場で任意後見契約の公正証書を作成する。



公証人が東京法務局で登記をする。



②ご本人の判断能力が低下した時

ご本人、任意後見受任者等が家庭裁判所へ、任意後見人が適正に仕事をしているかを監督する任意後見監督人選任の申立てをする。

※任意後見制度は必ず任意後見監督人が、選任されます。



家庭裁判所が任意後見監督人を選任する。

③任意後見の開始

家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、任意後見契約の効力が生じます。

<費用>

公正証書作成の基本手数料	11,000 円
登記嘱託手数料	1,400 円
法務局に納付する印紙代	2,600 円
その他	本人らに交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代

上記費用とは別に、任意後見監督人選任時の申立て費用、契約の内容により任意後見人に対する報酬の支払いが必要となります。任意後見人に対する報酬については、契約時に任意後見受任者と協議して決めておきます。

また、任意後見監督人から報酬の請求があった場合には、家庭裁判所の判断により、任意後見監督人に対しても報酬の支払いが必要になります。

法定後見制度

<利用までの流れ>

1～2 か月

①申立ての準備

(申立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族等です。)

※申立てできる人がいない場合、市町村長が申立てる事があります。
必要な書類を書いたり、用意します。

(申立書、診断書(成年後見用)、ご本人の戸籍謄本等)

※書類は千葉家庭裁判所ホームページからダウンロードできます。

②申立て

家庭裁判所へ申立書類を提出します。

③面接

家庭裁判所に行って、今の状況などを伝えます。

④審判

家庭裁判所が、申立書類や面接をもとに、本人の類型と成年後見人等を誰にするのかを決定します。※申立ての際の後見人候補者が必ず成年後見人等に選任されるものではありません。

⑤即時抗告(不服申立て)

審判書が届いてから、2週間以内に不服申立てがされない場合、審判が確定します。

⑥成年後見人等の活動開始

成年後見人等として活動できる手続きが完了したら、活動開始です。選任後、速やかにご本人の財産、生活の様子を確認し、家庭裁判所へ報告します(初回報告)。その後、原則、少なくとも年に1回、家庭裁判所へ報告します(定期報告)。

<費用>

類型	補助	保佐	後見
申立て手数料 (収入印紙)	800 円 (補助開始の審判をするには、代理権・同意権を付与する審判を同時にしなければなりません。それぞれに別途収入印紙 800 円が必要です。)	800 円 (代理権・同意権を付与する審判をする場合は、それぞれに別途収入印紙が 800 円必要です。)	800 円
登記手数料 (収入印紙)	2,600 円	2,600 円	2,600 円
その他	・申立てのための、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの取得費用(申立ての必要書類は申立てをする家庭裁判所に確認してください)。 ・連絡用の切手代。 ・鑑定が必要となった場合は、鑑定料。(ほとんどの場合 10 万円以下)		

よくある質問

Q 成年後見人等はどんなことをしてくれるの？

A ①成年後見人等の業務

- ・福祉サービス(介護や障がいに関わるサービス)の手続きや契約のお手伝い
- ・保険料や税金の支払いやお金の出し入れ、金銭管理のお手伝い
- ・よくわからずにしてしまった契約の取り消し
- ・定期的な訪問や状況の確認
- ・入院や施設の入所手続きのお手伝い
- ・書類の確認や施設などへの改善の申し入れ
- ・炊事、洗濯、掃除、日常的な買物などの家事をお願いする為の契約
- ・介護や通院の付添いをお願いする為の契約など。

②成年後見人等ができないこと

- ・介護や通院の付き添い
- ・手術や治療の同意
- ・保証人や身元引受人になる
- ・喪主として本人のお葬式を行うなど。

Q どんな人が成年後見人等になるの？

- A ①親族(子・兄弟・親など)
 ②福祉や法律などの専門職の人(社会福祉士・司法書士・弁護士など)
 ③社会福祉法人、NPO 法人などの法人
 ④市民後見人(専門的な研修を受けた地域の人)

Q 成年後見制度は途中でやめられるの？

- A 医師が書いた診断書で障がいや症状の回復が認められた場合は、家庭裁判所で手続きをするとやめられます。基本的には成年後見制度を利用すると途中でやめることはできません。
よく考えて利用するかどうかを決めてください。